

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成28年6月29日

山形市監査委員 中 村 一 明  
同 須 貝 太 郎  
同 遠 藤 吉 久

### 1 定例監査

#### (1) 監査の対象部課等

子育て推進部 つばさ保育園、すみれ保育園、美鈴保育園、べにっこひろば、  
こども福祉課

#### (2) 監査の期間

平成28年5月19日から平成28年6月28日まで

#### (3) 監査の範囲

平成27年度の事務事業の執行状況

#### (4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

#### (5) 監査の結果

別記1のとおり

### 2 財政援助団体等監査

#### (1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課	監査対象とした項目及び金額	監査の期間
山形鋳物工業団地協同組合	商工観光部山形ブランド推進課	平成27年度山形市産業歴史資料館の指定管理料 5,209,488円	平成28年5月9日から平成28年6月28日まで

(2) 監査の範囲

平成27年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課の事務の執行状況

(3) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

(4) 監査の結果

別記2のとおり

## 定例監査結果

部課等名	監査の結果
子育て推進部 こども福祉課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 切手について、保管枚数が郵券受払簿の残枚数と一致していないものがあつた。

## 財政援助団体等監査結果

団体及び所管部課名	監査の結果
山形鋳物工業団地 協同組合  商工観光部 山形ブランド推進課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 山形市産業歴史資料館設置及び管理に関する条例施行規則では、入館しようとする者は、備付けの入館者名簿に氏名を記載しなければならないが、入館者名簿の備付けをせず、また氏名を記載させていなかった。（山形鋳物工業団地協同組合）</li><li>2 基本協定では、指定管理者が盗難保険へ加入しなければならないが、加入していなかった。（山形鋳物工業団地協同組合）</li><li>3 基本協定に基づく保険の加入状況を把握していなかった。（山形ブランド推進課）</li></ol>